

日本技術史教育学会規約

日本技術史教育学会

2021.6.6一部改訂

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 日本技術史教育学会規約 | 1995 年 10 月 28 日制定 |
| 2 「技術史教育学会誌」論文投稿規定 | 2018 年 12 月 22 日制定 |
| 『技術史教育学会誌』論文投稿票 | |
| 3 日本技術史教育学会支部規定 | 2003 年 6 月 7 日制定 |
| 支部細則 | 2021 年 6 月 6 日改定 |
| 支部申請細則 | |
| 支部設置細則 | |
| 支部地域内規 | |
| 4 日本技術史教育学会表彰規定 | 2003 年 6 月 7 日制定 |

その他

日本技術史教育学会総会・全国大会研究発表講演会原稿執筆要綱

日本技術史教育学会規約

第1章 総則

第2条 本会は技術史教育の理論と実践について研究することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 研究会、講演会などの開催。
2. 学会誌「技術史教育学会誌」の編集・発行。
3. ニュースレター「技術史教育」の発行。
4. 規定に基づき、本会の趣旨に沿った活動に対して表彰することができる。
5. その他、必要な活動。

第4条 事業を行うにあたって必要な細則は別に定める。

第5条 本会の事務局は、理事会の定める場所に置く。

第2章 会員

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員：本会の主旨に賛同する個人。
2. 学生会員：高等専門学校、大学及び大学院に在学中の学生。
3. 維持会員：本会の事業に賛同する団体及び個人。
4. 名誉会員：本会の目的に関し功績のあったもので、総会で承認された個人。

第7条 本会に入会するには所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第1条 本会は日本技術

第8条 会員で退会しようとするものは退会届を理事会に提出し承認を受ける。但し、未納の会費があったときはこれを支払わなければならない。

第9条 会員は以下の各号に該当する行為があったときは、理事会の決議を経て処分される。処分名、その内容、再入会等については内規により別に定める。

1. 会員としての対面を毀損したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為があったとき
3. 正当な理由なく会費を滞納したとき
4. 死亡等本人に過失のないときおよび団体会員の団体が機能停止・解散したとき

第3章 機関

第10条 本会は次の機関を置く。

1. 総会：正会員をもって構成する。
2. 理事会：理事をもって構成をする。
3. 支部：支部を設置出来る。設置規定については別途細則で定める。
4. 部会：本会、目的達成のため、必要に応じて部会・委員会を設置出来る。設置規定については別途細則を定める。

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 理事：10名程度、うち1名を会長、1名を事務局長とする。
2. 会計監査：2名。
3. 顧問：若干名。

第12条 理事および会計監査は総会において正会員のなかから選任する。顧問は理事会が委嘱する。

第13条 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

第14条 会長は会員の互選による。

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第16条 事務局長は理事の互選による。

第17条 事務局長は事務を統括する。

第18条 会計監査は本会の会計を監査する。

第4章 総会

第19条 総会は年1回会長が招集し、決算、事業報告、予算、役員選任、会則の変更その他の必要事項を承認、決定するものとする。

第20条 総会の開催場所および日時は、理事会で決定するものとする。

第5章 理事会

第21条 理事会は総会に次ぐ議決機関で、総会まで会務を執行する。

第6章 事業

第22条 理事会は事業年度ごとに事業報告書を総会に提出しなければならない。

第23条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会計

第24条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入をもってあてる。

第25条 事務局長は事業年度ごとに収支決算書および予算書案を総会に提出しなければならない。

第8章 会則の変更

第26条 この会則の変更は、理事会の議を経たのち総会で決める。

第9章 雑則

第27条 この会則の施行について必要なその他の事項は、理事会において決議するものとする。

付則

この会則の変更は1997年5月31日より施行する。

細則

1. 第5条の事務局は、当分の間東京都におく。
2. 会費は次のとおりとする。
 - (1) 正会員は年額 6,000円
 - (2) 学生会員は年額 3,000円
 - (3) 維持会員は年額30,000円

付則の変更

1. 2000年5月27日総会で、細則改正承認。
2. 2001年6月9日総会で、付則および細則の一部改正承認。
3. 2003年6月7日総会で、規約の一部改正承認。
4. 2005年6月4日総会で、規約の一部改正承認。

1999年5月17日制定

「技術史教育学会誌」 論文投稿規定

1. 投稿原稿は、本学会の会員が筆頭著者となって執筆された技術史についての教育に関する原著であって、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限ります。
2. 投稿原稿は、研究論文、実践論文、短報の3種類とします。
 - 2-1 研究論文は、主として学術上独創性のある論文とします。
 - 2-2 実践論文は、主として教育実践において有用性のある論文とします。
 - 2-3 短報は、とくに早急に発表を要する新たな知見を簡潔にまとめた報告とします。
3. 投稿論文の長さは、図表、和文要約(400字以内)、英文要約(200語前後)を含めて、原則として以下のページ数以内とします。研究論文、実践論文および短報は、英文要約を必ずつけることとします。

ただし、1ページはA4判の用紙2段組で、21字X42行、横書きです。

[原稿種別]	[ページ数]
研究論文	6ページ
実践論文	6ページ
短報	4ページ

4. 投稿原稿の提出は、従来の郵便による方法のほか、pdfファイルによるWEB経由、電子メールによる方法も認めます。郵便の場合は、必ず書留便で送付してください。

郵便での投稿に際しては、論文投稿票に必要事項を記入のうえ、(1)原稿はワープロで作成し、A4判2段組で、21字X42行、横書き印字する。(2)論文3部(コピーも可)を添付する。(3)投稿者の宛名の入った葉書1枚を同封し、学会編集委員会へ送付してください。また、論文の控えを必ず著者(投稿者)の手元に残しておいてください。

5. 学会編集委員会に投稿論文が到着した時、委員会より「投稿原稿受付通知」を著者へ、葉書または電子メールにて送ります。

6. 投稿原稿は、編集委員会が別に定める校閲者に論文の種別、内容の審査を依頼し、その結果により、編集委員会が本誌への掲載の可否を決定します。

なお、短報については、筆者の申告によるものとします。

7. 掲載が決定した原稿については、「査読結果」を送送する際、掲載予定号を通知します。「掲載通知」を受け取った筆者は、「原稿執筆要領」に従って作成した割付け原稿(正、副各1通)、およびその電子ファイルを編集委員会宛提出してください。その後、初校を筆者に送ります。

校正は1回限りとし、修正はフォント、誤字、脱字、句読点等最小限とし、表現の変更など本文の訂正は認めません。本誌に掲載された本文の訂正は認めません。本誌に掲載された論文等の原稿は返却いたしません。

8. 掲載された論文等の著作権は、本学会に帰属するものとします。なお投稿に関するお問い合わせは、学会編集委員会へお願いします。

9. 掲載された論文の著者には、掲載料(掲載会誌1冊付)を納めていただきます。別刷は有料で、別に定めた価格により購入できます。

10. 付則

2001年度総会(2001年6月9日)にて規定内容一部改正承認

2002年度総会(2002年6月8日)にて規定内容一部改正承認

2005年度総会(2005年6月4日)にて規定内容一部改正承認

2006年度総会(2006年6月3日)にて規定内容一部改正承認

2009年度総会(2009年6月19日)にて規定内容一部改正承認

2010年度総会(2009年6月26日)にて規定内容一部改正承認

2018年度臨時総会(2018年12月22日)にて規定内容一部改正承認

2022年度総会(2022年7月23日)にて規定内容一部改正承認

【掲載料および別刷代】

2009年6月13日の総会において、『技術史教育学会誌』に掲載された論文、資料等は、2009年度総会以降の原稿受付分から、掲載料をお支払いいただくことが議決されました。これは、学会財政の適正化と学会運営の更なる活性化のために導入されたものですが、会員の負担はできるだけ軽減されるよう金額は設定されています。なお、学会からの依頼原稿につきましては無料です。

掲載料の金額は内規として規定されていますが、その金額は表のとおりです。なお、掲載された論文等には1冊の会誌が贈呈されます。また、各論文等の別刷は、同じく表中の別刷代の金額にて購入できます。

10ページ以上になった場合は、掲載料および別刷代の追加料金(1ページ増加毎に、掲載料10,000円、別刷代50部につき2,000円)を徴収します。

『技術史教育学会誌』 掲載料・別刷代 (円)			
印刷 ページ数	掲載料 (会誌1冊付)	別刷代	
		50部注文	100部注文
4	20,000	4,000	8,000
5	20,000	4,000	8,000
6	25,000	5,000	10,000
7	30,000	6,000	12,000
8	35,000	7,000	14,000
9	40,000	8,000	16,000

以上

日本技術史教育学会支部規定

2020年6月6日制定

第1条 事業

1. 講演会を開くこと。
2. 見学会を開くこと。
3. その他、本会目的達成に相当と思われる事業を行う。

第2条 支部の構成員

本学会会員であること。

第3条 支部役員

支部は以下の役員をおく。

1. 支部長
2. 幹事

第4条 支部役員の仕事

1. 支部長は支部を代表し会務を統括する。
2. 幹事は支部長を補佐して会務の処理をする。

第5条 支部役員の仕事・選出

1. 任期は二年とする。再任については本学会会則に準じる。
2. 選出は支部総会の決議による。候補者選出等については支部内規定に従う。

第6条 支部総会

1. 支部の議決機関である。

第7条 経費

1. 本部交付金
2. その他の収入

第8条 事業年度

原則、本部と同じ事業年度とする。

第9条 事業計画及び収支予算

支部長は当該年度の事業計画及び収支計画を会長に提出しなければならない。

第10条 事業報告及び決算報告

支部長は当該年度の事業報告及び収支報告を会長に提出しなければならない。

第11条 支部決議報告

支部長は支部総会報告を会長に報告しなければならない。

第12条 規定の変更

支部内規則の変更は支部総会を開き、出席者の3/4の賛成を必要とする。

第13条 付則

この規則は2003年6月7日 総会承認

2003年6月7日 施行

2005年6月4日 総会で、内規の一部改正報告

2020年6月6日 総会にて、内規の一部改正承認

支部申請細則

2003年6月7日制定

第1条 目的

支部申請についての規定について定める。

第2条 支部名称

支部は、別途定める内規により、その活動地域をさだめ、その地域名称を支部名称とする。

第3条 支部の設置申請

支部の設置は下記の方式で設置申請を行うものとする。

(1) 推薦方式

会長、幹事会の推薦により支部及び支部長を選出。支部長が第4条に定める作業を行う

(2) 会員申請方式

第5条に定める手続き後、幹事会に申請をする。

第4条 推薦方式の申請について

(1) 支部長名にて支部会員の募集を地域内の会員に行う。

(2) 支部幹事を推薦し、幹事会の承認をとる。

(3) 以下の書類を幹事会に提出する。

①支部会員予定名簿

②一年間の活動予定

第5条 会員申請方式の申請について

第1項 支部申請は下記の事項を記載した書類を学会事務局に提出する。

記入事項は下記の通り。

(1) 支部名

(2) 発起人名簿

(3) 発起人代表名及び連絡先

(4) 一年間の活動計画

(5) 発起人会議事録

(6) 申請地域会員支部加入者予定名簿

第2項 発起人会

(1) 発起有志が集まり、支部加入者予定名簿作成する。

(2) 発起委員会を開催して、年間活動計画を作成する。

(3) 申請書類を作成する。

(4) 議事録を作成する。

(5) 発起人代表を決定する。

第6条 付則

この規則は**2003**年6月7日 総会承認

2003年6月7日 施行

支部設置細則

2003年6月7日制定

第1条 目的

支部の設置及び改廃について定める。

第2条 支部設置手続方式

以下の順序で設置審査を行う

申請の受付

幹事会による申請書確認及び幹事会承認

総会決議をへる

第3条 支部の設置申請審査

推薦方式

1) 幹事の受諾確認を行う 2)

地域会員支部加入者予定簿 3)

一年間の活動予定

以上の確認を幹事会で行い。幹事会承認をする。

会員申請

方式 1) 申請支

部名 2) 発起人

名簿

3) 発起人代表名及び連絡先

4) 一年間の活動計画

5) 発起人会議事録

6) 申請地域会員支部加入者予定名簿

以上の確認を幹事会で行い。幹事会承認をする。

第4条 支部の改廃

以下の決議により改廃が出来る。

支部総会により決議があり、幹事会承認後、総会決議をえる。

幹事会発議承認後、総会決議をえる。

第5条 付則

この規則は2003年6月7日 総会承認

2003年6月7日 施行

支部地域内規

2003年6月7日制定

第1条 目的

支部地域指定について定める。

第2条 地域名称と関係都道府県

地域名称活動地域は下記の通りである。

北海道 : 北海道全域

東北 : 宮城、青森、岩手、秋田、山形、福島

北陸・信越 : 石川、福井、富山、長野、新潟

関東 : 東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、山梨

東海 : 愛知、静岡、三重、岐阜

関西 : 大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山

中国・四国 : 広島、岡山、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛、高知、香川

九州 : 福岡、佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

第3条 付則

この内規は2003年6月7日 総会承認

表彰規定

2003年6月7日制定

1. 目的

本学会の主旨に関連する活動の進展を促進するための一環として表彰規定を定める。

2. 表彰の種類及び選考基準

以下の表彰を行う事が出来る。表彰数については別途内規によって定める。

1) 功績賞：学会の発展、活性化に顕著な功績を上げ、学会の発展に功労のあった個人。

2) 業績賞：学会の学術研究または活動においてその業績が顕著であった個人。又は法主体。

優秀論文賞：学会論文集に掲載された論文で、その分野の基幹論文となりうる内容または、将来の発展に寄与あるいは萌芽的研究に期待される論文発表者個人。

講演演論文賞：学会年度内の総会及び全国大会の講演会において優秀論文と認められた論文発表者個人。

冠賞：個人又は法主体より委託を受け、その主旨に沿った個人、法主体への表彰。その基金より表彰を行う。

その他：学会の活動における成果として表彰が出来る。その表彰範囲、対象については別途内規によって定める。

3. 表彰者資格

原則として学会会員とする。但し、表彰委員会及び幹事会の推薦により、非会員及び法主体も有資格となりうる。その条件等は別途内規に定める。

4. 表彰候補者の推薦

募集期間内の学会会員の他薦、自選とする。

5. 表彰委員会

任務遂行のため、学会内に組織を定める。運営については別途内規を定める。

6. 表彰報告

幹事会は学会誌により、決定後速やかに公示するものとする。賞名、受智者名、選考理由等を明記する。

7. 表彰の時期

表彰は原則的には年一回とする。総会開催時に行事を行う。

8. 経費

学会費用で行う。必要予算を計上して施行する。但し、冠賞は委託された費用及びその果実によって行う。

9. 規定の変更

改廃を含めて、学会会則改廃と同様の手続きを必要とする。

10. 付則

この規則は2003年6月7日 総会承認

日本技術史教育学会総会・全国大会研究発表講演会 原稿執筆要綱

1. 原稿体裁

- a) 原稿の枚数は3ページとする。原稿ページ数の超過は認めない。
- b) 原稿はA4判用紙を使用して横書きとし、ワープロ・パソコン等で作成する。
- c) 上下左右のマージンは全て25mmとする。
- d) 1ページ40字X40行、1段組で作成する。総字数は表題部分を除き約4500字とし、図、表、写真もこの中に含める。
- e) 原稿をそのまま版下として使うため、印字の際の濃度に留意する。
- f) 原稿の各ページの右上に鉛筆で、執筆者名1/3、執筆者名2/3、執筆者名3/3のように記す。

2. 主題・副題・氏名・所属

- a) 主題・副題・氏名・所属を第1ページのはじめの6行分に記入する。(割付見本参照) b) 主題と副題は12ポイント程度、氏名と所属名は10.5ポイント、いずれも字体は標準とする。

3. 本文

- a) 本文は10.5ポイントの明朝系フォントを使用し、標準字体で作成する。見出しなど強調する部分に太字、斜体、ゴシック体を使用してもよい。
- b) 本文中に英文やローマ字を記載するときは、10.5ポイントのTimes系フォントを使用し、字体は標準とする。強調する部分に太字、斜体を使用してもよい。

4. 文献

- a) 参考文献・引用文献は本文中の該当箇所に肩付数字¹⁾、²⁾を付し、本文の最後に次の例に示すようにまとめる。

1) 著者1、著者2、・・・：「論文名」、雑誌名、巻、号、発行年、ページ

2) 著者1、著者2、・・・：『単行本名』、発行機関または発行所、発行年、ページ

5. 図・表・写真

- a) 図、表、写真ともに、図1.@@@@、表1.@@@@、写真1.@@@@のようにタイトルを付け、図、表、写真ともに最後の3ページ目にまとめて貼り込む。
- b) 図、表は濃度に注意し、写真(3枚を限度、追加の場合は事務局に相談する)は白黒またはカラープリントの鮮明なものの使用を原則とする。デジタルカメラで撮影したものは、画像が鮮明になるよう、写真画質用紙に原寸で印刷したものならば可

